

【EU】域外国との政府間エネルギー協定に関する決定

海外立法情報課 島村 智子

* エネルギー分野における加盟国と域外第三国との政府間協定について、交渉や締結に先立ち欧州委員会に対する通知を義務付ける法令が制定された。

1 EUのエネルギー政策

EUでは、エネルギー需要の5割以上を域外からの輸入に依存している。2006年及び2009年にロシア・ウクライナ間で天然ガスの供給をめぐる争いが発生し、東欧諸国のエネルギー供給に影響を与えたことを契機として、EUは、安定したエネルギー供給の確保を目的として共通のエネルギー政策を急速に発展させ、エネルギー市場の域内統合や対外エネルギー政策の強化など、様々な方策を整備してきた。2014年5月に欧州エネルギー安全保障戦略（本誌260-1号（2014年7月）p.25参照）を公表後、2014年6月の欧州理事会において、エネルギー同盟（Energy Union）の構築を目指す方針が打ち出された。エネルギー同盟とは、①エネルギー安全保障、②エネルギー市場の統合、③省エネルギー化、④低炭素経済の実現、⑤再生可能エネルギー等に関する研究・開発の5分野に、EU加盟国全体で総合的に取り組むことを目指す戦略である（注1）。現在の欧州委員会は、その優先課題10項目のうちの1つとしてエネルギー同盟の構築を掲げている。

2 域外国との政府間エネルギー協定に関する情報共有制度

加盟国では、エネルギー資源の域外第三国からの供給・輸送や、開発に際し、2国間で政府間協定を結び、この下で、より詳細な事項について民間レベルで契約を交わしている。2国間協定が、価格・関税率の設定や輸出制限などの点で、EUの市場統合や競争を規定したEU法に抵触する場合、域内エネルギー市場の運営の妨げとなる。このため、第三国との既存の協定や新たに締結される協定について欧州委員会に通知し、情報を共有する仕組みが2012年に設けられた（Decision 994/2012/EUによる）。この制度の制定を受けて、各国から欧州委員会に対し、124件の2国間協定が報告された。欧州委員会は、これらの内容を精査し、EU法に抵触する疑いがある協定について、9か国に対し協定を修正又は終了するよう勧告したが、既に発効後であることから結局実現されなかった。そこで、協定の締結後ではなく、事前に内容を確認し、EU法との適合性を確保することを目的として、新たな決定（Decision(EU) 2017/684）が制定され、2017年4月12日に公布された（注2）。決定は、エネルギー同盟の実施に向けて提出・審議されている複数の関連法案のうち最初に成立したものであり、全13か条から成る。以下、その概要を紹介する。

3 決定の概要

(1) 加盟国の通知義務（第3条及び第6条～第7条）

決定は、エネルギー資源の取引・輸送・貯蔵・供給及びエネルギー関連インフラの建設・

運用に関する法的拘束力のある政府間協定について、域外の第三国（又は国際機関）と新規に締結する、あるいは既存の協定を改正するために交渉を行う場合、加盟国が交渉開始前に欧州委員会に通知する義務を定めている。また、交渉開始後は、進捗について定期的に報告しなければならない。石油・ガス関連の政府間協定については、協定案の合意後、交渉終了前に、当該案を欧州委員会に通知する義務も定められている。ただし、法的拘束力を持たない国際的合意（共同声明や共同行動規範等）については、欧州委員会への提出は義務とされないこととなった。

(2) 欧州委員会の役割（第4条～第5条）

加盟国から交渉開始の意向が通知された場合、欧州委員会は、EU法との抵触を避けるため助言を行うことができる。また、加盟国が欧州委員会に対し、交渉について助言を求めることもできる。さらに、加盟国の要求に応じて、欧州委員会が交渉にオブザーバー参加することができ、逆に、欧州委員会が必要と判断する場合には、交渉にオブザーバー参加するよう求めることも可能である。欧州委員会の参加に際しては、当該加盟国の書面による承認が必要である。

加盟国から受領した石油・ガス関連の政府間協定案（又は修正案）が、EU法に抵触する疑いがある場合、欧州委員会は受領から5週間以内に加盟国に対して通知し、エネルギー市場に関連する規定や競争法（独占禁止法）との適合性に関する意見を、受領から12週間以内に提出することが定められている。加盟国はこの意見を最大限考慮しなければならない。加盟国はこの意見を反映せずに協定を批准した場合は、加盟国はその理由を書面で速やかに提出しなければならない。

(3) 情報の共有と機密情報の扱い（第8条～第9条）

欧州委員会は、加盟国から受領した情報について、当該加盟国が機密扱いとしたものを除き、他の全加盟国が利用できるようにしなければならない。また、批准後の協定を機密扱いとする場合、加盟国は別途、協定の目的や範囲、期間、当事者等を記載した文書を欧州委員会に提出しなければならない。このほか、欧州委員会が、EUの対外エネルギー政策の一貫性保持に努めることや、政府間協定に関する共通課題について検討することも定められている。

注（インターネット情報は2017年4月18日現在である。）

- (1) European Commission, “A Framework Strategy for a Resilient Energy Union with a Forward-Looking Climate Change Policy,” COM(2015)80final, 2015.2.25. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52015DC0080>>
- (2) “Decision (EU) 2017/684 of the European Parliament and of the Council of 5 April 2017 on establishing an information exchange mechanism with regard to intergovernmental agreements and non-binding instruments between Member States and third countries in the field of energy, and repealing Decision No 994/2012/EU,” *Official Journal of the European Union*, L99, 2017.4.12, pp.1-9. <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=uriserv:OJ.L_.2017.099.01.0001.01.ENG> なお、EU法における「決定」とは、基本条約に基づき制定される、「規則」や「指令」に並ぶ「法令行為」の一種であり、達成させるべき結果だけでなく、そのために必要な形式及び手段も定めている点が特徴である。（庄司克宏『新EU法 基礎篇』岩波書店、2013、pp.209-213.）